



発行所

一般社団法人 全日本木材市場連盟
編集・発行人 東京都文京区後楽1-7-12
電話 03(3818)2906
FAX 03(3818)2907
毎月1回1日発行
定価 年3,000円
(会員は会費に含まれています。)

令和6年度第2回正副会長・支部長会議を開催

当連盟は、8月19日(月)、令和6年度第2回の正副会長・支部長会議を対面会議とウェブ会議を併用して開催した。林野庁からは、福田淳木材産業課長、同課高橋秀夫流通班担当課長補佐、業務課大道一浩企画官にご出席頂いた。

開催にあたり守屋長光会長は、副会長・支部長及び林野庁からのご出席に謝意を述べ、非住宅の木材需要に際する地域での製材所がJAS製材を供給できる体制を作ることが重要、本日は林野庁の方々から行政の情報提供をいただき意見交換できる貴重な機会なので積極的に意見交換していただきたいと挨拶した。会議では非住宅分野の木材利用促進、JAS材供給における課題、改正物流効率化法への対応、各地の市況等について議論された。

1. 林野庁からの情報提供

○福田淳木材産業課長からの情報提供

(1) 非住宅分野の木材利用促進
林野庁としては、住宅のみならず、非住宅分野における木材利用の促進に向けて、公共建築物の木造化・木質化、木造

建築物の設計・施工に係る技術の普及及び人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の推進などに取り組んでいる。先日、林野庁長官からJAS構造材活用宣言事業者等の皆様へ、自ら設定した目標の達成に努めるとともに、都市の木造化推進法に基づく「建築物木材利用促進協定の締結やコンシエルジュの活用、林野庁が作成した普及資料の活用などにより、非住宅分野における木材需要の拡大に向けた取組を積極的に展開していただくことをお願いするメッセージを发出了たので、木材需要促進への皆様のご協力をお願いする。

(2) 物流効率化法の改正

物流2024年問題については、物流効率化法が本年5月に改正され、①荷主(発荷主、着荷主)、②物流事業者(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定することとなった。取組むべき措置としては、荷待ち時間の短縮、荷役時間の短縮、積載率の向上等がある。①②取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施する。①②の事業者のうち一定規模以上のもの(特定事業

者)に対し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施することとされた。また、特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付けられた。

荷主については、運送事業者と契約して貨物の運送をさせる事業者は第一種荷主、運送事業者と貨物の受取や引き渡しを行う事業者は第二種荷主として規定され、木材市場も荷主に該当する。

今後の改正法の施行のスケジュールは、令和7年度から努力義務・判断基準等が施行、令和8年度から特定事業者の措置(特定事業者の指定、中長期計画の提出・物流統括管理者の選定等)が施行、令和9年度から法令に基づく定期報告の提出を開始する見通しである。

(3) JAS製品のサプライチェーン構築

木材需要の大宗を占める戸建て住宅等の小規模木造建築物では、建築基準法の4号特例により、構造関係図書の提出が求められていなかったため、JAS製材のニーズが低く格付率も低位である。しかし、令和7年4月から、改正建築基準法の施行による4号特例の縮小により、構造計算が必要な建築物と建築確認申請で構造関係の審査を受ける建築物の範囲が拡大することに伴い、住宅メーカー・工務店は、製材でも強度等の品質・性能が明確なJAS材のシフトしていく方向にある。建築側のニーズや製材工場の規模や特徴も踏まえ、目視等級区分も含めて、JAS認証取得工場を増やし、供給体制を整えることが必要となっている。

JAS製品の安定供給に向けては、製材工場における供給体制の整備に加え、生産や販売までの関係者の連携による、川下からのニーズにこたえられるサプライチェーンの構築・強化が重要。需要と供給を結びつける木材市場において、製材工場等からの仕入れや工務店や仲買人への販売に当たり、積極的にJAS製品の取扱いや情報提供を行うっていくことをお願いする。

(4) 木材産業における作業安全の向上

木材・木製品製造業(家具を除く)の死亡災害と休業4日以上の死傷災害による死傷者数は、年間約1,000件発生しており、全産業と比較して約5.0倍、製造業全体と比較しても約4.4倍と高い水準にある。

林野庁は、令和3年に作業安全向上のために事業者が取り組むべき事項をまとめた「作業安全規範」を策定し、取組状況の点検に使える「チェックシート」も作成した。この度、専門家だけでなく安全対策の取組状況を定量的に評価できる「安全診断・評価マニュアル(試行版)」を作成したので、これを活用して安全パトロールを実施していただきたい。

木材・木製品製造業においては、過去10年間で約千件もの火災が発生した。火災予防対策としては、徹底的に掃除、消防法を遵守し、危険物や指定可燃物の取扱いに注意、機械や建物の定期的な保守点検、電気配線の点検、消火訓練、火災発生時の対応マニュアルの作成、喫煙ルールの策定+廃棄物の野焼きは禁止等がある。

皆様におかれても、作業安全の確保は、経営が継続発展するための要であるとの

認識の下、災害防止対策に取組んでいた
だきたい。

○大道一浩業務課企画官からの情報提供

国有林野事業は、国産材供給量の1割強を安定的に供給しており、木材の持続的・計画的な供給を通じて、地域における国産材の安定供給体制の構築や森林・林業基本計画に掲げる国産材供給量の拡大に貢献している。令和4年度は我が国の国産材供給量3・462m³の13%にあたる453万m³を供給した。令和5年度は立木販売が180m³、製品販売が320万m³で合計500万m³になる見込みである。

国有林では急激な木材価格の変動時に地域の需給動向を踏まえた供給調整を実施できるよう、各局で国有林材供給調整検討委員会を四半期に1回開催、中央で国有林材供給調整検討委員会を年に1回開催し、供給調整の可否について検討を行っている。最近の事例としては、令和2年度の新型コロナウイルスの影響による原木需要減少、木材価格下落に対応するため、立木販売の公告延期や素材生産を伴わない事業への振替等を実施した。また、令和3年度にはウッドショックに対応するため、立木販売物件の前倒し販売、素材生産事業の年度当初での早期発注等の取組を実施した。令和6年度は、住宅着工戸数は減少しているが木材価格は大きくは下がっていない。このような状況の中で国有林はどう対応するかについて各局の供給調整検討委員会で検討を行った結果、供給調整の予防的措置として、立木販売の搬出期限が通常3年間であり、3年を超える場合は延滞料が必要

になるところを、今年度中に搬出期限がくる場合に無償で1年間(最大)搬出期間を延長できることとした。

国有林野事業の立木販売結果の公表については、今年度から詳細な入札結果や物件情報(場所、樹種、本数、材積等)をホームページで公表することとした。国有林の立木の販売価格と物件情報を照らし合わせて、民有林の取引の参考となる情報を得ることができるので活用いただきたい。

情報提供後の質疑応答では、非住宅建築物の木材需要に応えるために地域の製材所がJAS認定を取得し製材品を供給するにはどうすればよいか、木材市場がどのような役割を果たすことができるか等について意見交換が行われた。

2. 最近の業務・情勢報告

事務局から、①令和6年度木材アドバザー養成講習会の日程、②改正クリーンウッド法関係の動向、③改正物流効率化法関係の動向、④発電利用に供する木質バイオマス証明のためのガイドラインの改正(ライフサイクルGHG)、⑤政策提言(要望事項)、⑥令和7年度林業・木材産業関係税制及び金融についての要望等、⑦林野庁補助事業の実施状況について説明・報告した。

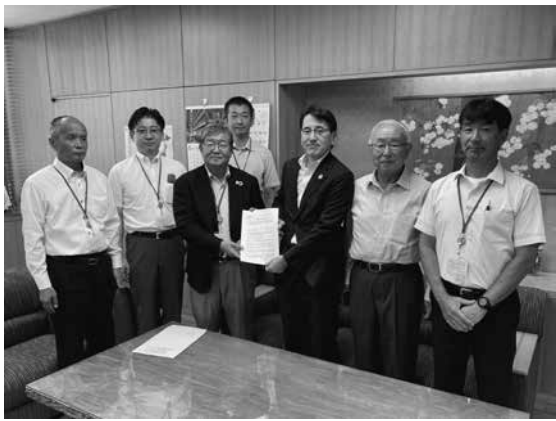
3. 各支部の木材需給・市況動向の報告

各支部から提供された資料をもとに、丸太と製品の需要・価格の動向、山側や工場での生産の動向、外人入荷と在庫の状況、買い方の対応等について情報・意見交換が行われた。

■林野庁長官、次長、林政部長、国有林野部長を表敬

令和6年8月19日(月)、正副会長・支部長会議開催後に守屋長光会長、副会長、支部長等7名が林野庁を訪れ、青山豊久林野庁長官、小坂善太郎林野庁次長、清水浩太郎林政部長、眞城英一国有林野部長等の幹部を表敬訪問し、「政策提言」を手交して親しく懇談させていただいた。

「政策提言」の概要は、経済対策、住宅取得への支援、公共建築物や非住宅分野への木の良さを伝える構法の普及や優良材等による内装木質化の促進、花粉症対策の実施に当たりスギ大径材の価値を高めるための技術開発・利用方法の普及、木材市場のストック機能や需給調整機能の強化、流通の効率化・省エネ化への支援、森林整備・素材生産・木材加工流通業の担い手育成、中小事業者も含め



青山長官表敬



小坂次長表敬

た国産材の安定供給体制を構築、災害時の被災地への木材供給システムの構築、改正物流効率化法の施行にあたり小規模木材流通事業者を考慮に入れた制度、改正クリーンウッド法の施行にあたり木材市場の実態に即した合法性確認の実施及び関連事業者への周知・徹底、改正建築基準法の施行に向けたJAS製材の供給体制の整備、再造林の促進や若者の安定雇用が可能となる木材価格の実現、需要動向を踏まえた適宜・適切な国有林材の生産・販売等。

■林野庁が全市連会員市場に改正クリーンウッド法の説明会を開催

全市連は、改正クリーンウッド法が令和7年4月に施行されることを踏まえ、7月23日に林野庁木材利用課齋藤綾彦監督と村上大輝企画調整係長を全市連事務局にお招きして、全市連会員市場を対象



改正クリーンウッド法の説明会の様子

にした改正クリーンウッド法の説明会をWeb会議により開催した。会議には会員市場から約50名が出席した。齋藤監査官から、第1種木材関連事業者（原木市場等）が木材等の譲受等にかかる義務（①原材料情報の収集、合法性の確認、②記録の作成・保存、③木材関連事業者に対する情報伝達）を行うに当たり、どのようなやり方をすればよいかについて、収集すべき情報の種類、証明書、納品書等を使った情報伝達の方法等を例示しながら詳細な説明が行われた。また、素材生産販売事業者にかかる義務、第2種木材関連事業者にかかる努力義務についても説明があった。その後、

令和5年の民有林の無断伐採に係る都道府県調査結果

出席者からそれぞれの市場の取引実態に応じた具体的な対応方法についての質問があり、熱心に質疑応答が行われた。

林野庁は、この度、民有林の令和5年の無断伐採に係る都道府県調査結果を取りまとめた。林野庁では、森林所有者に無断で立木の伐採が行われ市町村又は都道府県に情報提供や相談等があった事案について、平成30年から毎年、都道府県を通じて調査を行っている。令和5年の調査では、市町村や都道府県に情報や相談等があった件数が72件、このうち伐採業者や伐採仲介業者等が故意に伐採した疑いがあるものが12件（木材の利用や販売を目的が4件、左記以外（注2参照）が8件）、境界の不明確又は当事者の認識違いにより無断で伐採されたものが45件、その他状況が不明なものが15件であった。

注1：表の事案の分類は、森林所有者等への効果的な注意喚起を目的として、現時点で把握している情報を基にあって行ったものであり、故意か否か等を確定するものではない。
注2：故意に伐採した疑いのあるものうち「左記以外」のものとは、資材置場の作設など開発等を目的とするものである。
注3：（参考）令和4年に情報提供や相談等があった件数は、今回の調査により新たに判明した案件（2件）を追加しており、昨年公表した調査結果と異なる。

林野庁では、地方自治体や警察等に連携した伐採現場のパトロールの実施を要請しているほか、衛星画像を活用して伐採状況を把握するプログラムの普及や森林の権利関係を確認できる書類の添付義務化等の伐採造林届出制度の運用

令和5年に情報提供や相談等があった件数

	伐採業者や伐採仲介業者等が故意に伐採した疑いがあるもの		境界の不明確又は当事者の認識違いにより無断で伐採されたもの	その他状況が不明なもの	計
	木材の利用や販売を目的	左記以外（注2参照）			
市町村や都道府県に情報や相談等があった件数	4	8	45	15	72
うち警察への相談件数	2	3	8	6	19

（参考）令和4年に情報提供や相談等があった件数

	伐採業者や伐採仲介業者等が故意に伐採した疑いがあるもの		境界の不明確又は当事者の認識違いにより無断で伐採されたもの	その他状況が不明なもの	計
	木材の利用や販売を目的	左記以外（注2参照）			
市町村や都道府県に情報や相談等があった件数	2	13	46	13	74
うち警察への相談件数	1	4	12	7	24

の見直しなど、無断伐採の未然防止に向けた対策について関係機関と連携しつつ取り組んでいる。対策に関する情報は、次の林野庁サイトに掲載。
https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/shinrinsetou.mudanbassai_houshin.html

令和5年の木材統計（後編）

前号に続き農林水産省の令和5年の木材統計調査の結果を掲載する。

2. 製材の動向

（1）製材工場数、製材用動力の出力数

製材工場数は3,749工場で、前年に比べ55工場（1.4%）減少した。これを製材用動力の出力階層別にみると、75・0～300・0kwの階層は前年と同数、1,000kw以上の階層は増加し、それ以外の階層では減少した。製材用動力の総出力数は62万7,087.8kwで、前年に比べ7,654.9kw（1.2%）減少した。1工場当たりの出力数は167.3kwで、前年に比べ0.4kw（0.2%）増加した。

（2）製材用素材消費量

製材用素材消費量は1,513万5千m³で、前年に比べ87万7千m³（5.5%）減少した。1工場当たりの素材消費量は4,037m³で、前年に比べ172m³（4.1%）減少した。

（3）製材品出荷量

製材品出荷量は796万2千m³で、前年に比べ63万8千m³（7.4%）減少した。これを用途別にみると、8割強を占める建築用材は648万7千m³で、前年

に比べ47万4千㎡(6・8%)、木箱仕組板・こん包用材は93万㎡で、同10万㎡(9・7%)、土木建設用材は32万1千㎡で、同5万4千㎡(14・4%)それぞれ減少し、家具建具用材は5万2千㎡で、同2千㎡(4・0%)増加した。また、人工乾燥材出荷量は400万9千㎡で、前年に比べ9万1千㎡(2・2%)減少した。製材品出荷量に占める人工乾燥材出荷量の割合は50・4%で、前年に比べ2・7ポイント上昇した。

3. 合単板及びLVLの動向

(1) 合単板工場数

合単板工場数は164工場で、前年に比べ9工場(5・8%)増加した。これを工場類型別にみると、「単板のみ」を生産している工場は前年に比べ6工場(30・0%)、「普通合板のみ」を生産している工場は同1工場(3・3%)、「普通合板と特殊合板」を生産している工場は同2工場(66・7%)それぞれ増加し、「特殊合板のみ」を生産している工場は前年と同数であった。

(2) 単板消費量

単板消費量は340万7千㎡で、前年に比べ57万2千㎡(14・4%)減少した。これを用途別にみると、合板用が305万㎡で、前年に比べ57万㎡(15・7%)、LVL用は35万7千㎡で、同2千㎡(0・6%)それぞれ減少した。

(3) 普通合板及び特殊合板の生産量

ア 普通合板生産量

普通合板生産量は253万2千㎡で、前年に比べ52万7千㎡(17・2%)減少した。このうち、針葉樹合板生産量は2

48万1千㎡で、前年に比べ43万8千㎡(15・0%)減少した。また、厚さ別にみると、「12〜24mm」は109万7千㎡で、前年に比べ18万2千㎡(14・2%)、「24mm以上」は100万1千㎡で、同14万2千㎡(12・4%)それぞれ減少した。

イ 特殊合板生産量

特殊合板生産量は51万9千㎡で、前年に比べ3千㎡(0・6%)増加した。

(4) LVL工場数

LVL工場数は15工場で、前年に比べ3工場(25・0%)増加した。

(5) LVL生産量

LVL生産量は22万8千㎡で、前年に比べ2万2千㎡(8・8%)減少した。これを用途別にみると、構造用は14万4千㎡で、前年に比べ1万1千㎡(7・1%)、その他が8万4千㎡で、同1万1千㎡(11・6%)それぞれ減少した。

4. 木材チップの動向

(1) 木材チップ工場数

木材チップ工場数は1,119工場で、前年に比べ9工場(0・8%)増加した。これを専門・兼営区分別にみると、「木材チップ専門工場」は327工場で、前年に比べ7工場(2・2%)、「製材又は合単板工場等との兼営工場」は792工場で、同2工場(0・3%)それぞれ増加した。

(2) 木材チップ生産量

木材チップ生産量は526万3千(で、前年に比べ1万5千t(0・3%)減少した。これを原材料別にみると、素材(原木)は241万2千(で、前年に比べ3万4千t(1・4%)、解体材・廃材は

72万2千(で、同2万4千t(3・4%)それぞれ増加し、工場残材は208万4千(で、同7万2千t(3・3%)、林地残材は4万5千tで、同1千t(2・2%)それぞれ減少した。また、針葉樹・広葉樹別にみると、針葉樹は354万8千(で、前年に比べ2万2千t(0・6%)増加し、広葉樹は99万3千(で、同6万1千t(5・8%)それぞれ減少した。

5. 集成材及びCLTの動向

(1) 集成材及びCLT工場数

集成材工場数は143工場で、前年に比べ3工場(2・1%)、CLT工場数は10工場で、同1工場(11・1%)それぞれ増加した。

(2) ラミナ消費量

ラミナ消費量は194万2千㎡で、前年に比べ58万7千㎡(23・2%)減少した。これを用途別にみると、集成材用が191万4千㎡で、前年に比べ58万9千㎡(23・5%)減少し、CLT用が2万8千㎡で、同2千㎡(7・7%)増加した。

(3) 集成材生産量

集成材生産量は167万5千㎡で、前年に比べ1万6千㎡(1・0%)増加した。これを用途別にみると、構造用が159万㎡で、前年に比べ1万3千㎡(0・8%)増加した。

(4) CLT生産量

CLT生産量は1万8千㎡で、前年に比べ3千㎡(20・0%)増加した。これを用途別にみると構造用が1万6千㎡で、前年に比べ2千㎡(14・3%)増加した。

雑 記 帳

木材の香りが人をリラクセスさせる効果があることは経験的に知られていたが、近年は木材セラピーとして木材のリラクセーション効果を科学的に裏付ける研究が進んでいる。千葉大学の宮崎良文名誉教授と池井晴美准教授

の研究では、人が天然乾燥ヒノキのチップのにおいを嗅いだときの効果として、脳の前頭前野活動が沈静化し、脳がリラクセスしていることが確認された。脳内の酸素化ヘモグロビンの濃度を測定することにより、脳の活動が活発化しているかリラクセスしているかがわかるといふ。ヒノキの枝葉から抽出した精油の香りの効果の実験では、ヒノキ葉油を嗅いだ人の脳の前頭前野活動を鎮静化させるとともに副交感神経を高める効果が確認できた。副交感神経が高まると人はリラクセスできる。○何年も前に米国製のシーダーウッドとクスノキのエッセンシャルオイルが入った小さな瓶をもらったことを思い出した。長年しまい込んでいたものを探し出して匂いを嗅いでみるとシーダーウッドのオイルはスキのような香りがした。最近では日本でもヒノキなど国産の樹木のエッセンシャルオイルが販売されている。まだまだ暑い日が続くそうなので木材のリラクセーションを試してみるとよく眠れるかもしれない。クスノキのオイルは樟脳と同じ香りで防虫効果があるとされる。トコジラミにも効果があるようだ。昨年は出張先のビジネスホテルでトコジラミに刺されて大変な思いをした。今年はまだ被害を聞かない出張に持っていこうと思っている。